

指定就労継続支援B型事業所運営法人代表者様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

目標工賃達成加算の取り扱いについて

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年6月4日付けで厚生労働省より事務連絡として「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (令和6年3月29日)」の正誤(その3)について」及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について(その3)」が通知されました。

この通知において、就労継続支援B型の「目標工賃達成加算」の考え方のうち、目標工賃達成加算の対象となる工賃目標の算定にあたり用いる全国平均工賃月額が修正され、令和6年4月に遡り適用することとされました。

指定就労継続支援B型事業所において、目標工賃達成加算を算定する場合は、下記の修正内容を確認いただき、加算要件を満たさない場合は、提出済みの体制届書を修正いただくとともに、加算の返還(過誤調整)手続きを行っていただくようお願いします。

あわせて、今回の通知に伴い、工賃向上計画の修正が必要な場合は、必要な修正を行っていただきますようお願いいたします。

記

変更後
令和5年度(前年度)目標平均工賃月額 ≥令和4年度(前々年度)実績平均工賃月額+ <u>全国平均工賃月額差額</u> 731円 <u>全国平均工賃月額差額</u> = 令和3年度全国実績平均工賃月額 - 令和2年度(前々々々年度)全国実績平均工賃月額

変更前
令和5年度(前年度)目標平均工賃月額 ≥令和4年度(前々年度)実績平均工賃月額+ <u>全国平均工賃月額差額</u> 524円 <u>全国平均工賃月額差額</u> = 令和4年度全国実績平均工賃月額 - 令和3年度(前々々年度)全国実績平均工賃月額

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	若原	担当	澤本
電話	058-272-1111 内線3492		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		